

令和元年度（2019年度）第12回教育委員会（3月定例会）議事録

- 1 日時 令和2年（2020年）3月11日（金）
午前9時30分から午前11時まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 古閑 陽一
委員 吉井 恵璃子
委員 櫻井 一郎
委員 吉田 道雄
委員 田浦 かおり

4 議事等

（1）議案

- 議案第1号 熊本県立学校職員の職の設置に関する規則及び指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第2号 熊本県立装飾古墳館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について
- 議案第3号 熊本県立高等学校教育課程編成の基本方針について
- 議案第4号 熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第5号 熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第6号 熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第7号 令和2年度（2020年度）教育庁及び教育機関（学校を除く。）の役付職員の人事について
- 議案第8号 令和2年度（2020年度）県立学校長及び副校長の人事について
- 議案第9号 令和2年度（2020年度）市町村立学校長及び副校長の人事について
- 議案第10号 教職員の懲戒処分について

（2）報告

- 報告（1） 新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の対応について
- 報告（2） 幼児教育センターについて

5 会議の概要

（1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

（2）議事録署名委員の選出

教育長が木之内委員を指名し、了承された。

（3）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第4号から第10号は人事案件及びそれに関連す

る議案のため非公開とし、それ以外を公開で審議を行った。

(4) 議事日程の決定

公開で議案第1号から議案第3号を審議し、報告(1)、(2)を行った後に非公開で議案第4号から第10号の順で審議を行うこととした。

(5) 議事

- 議案第1号 「熊本県立学校職員の職の設置に関する規則及び指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について」
- 議案第2号 「熊本県立装飾古墳館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」

教育政策課長

教育政策課です。議案第1号及び議案第2号について、併せて御説明します。それでは、議案第1号について、御説明します。

お手元の資料の1ページを御覧ください。提案理由は、地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員の制度の導入に伴い、関係規定を整備するものです。

2ページの「規則案の概要」を御覧ください。改正内容は、「熊本県立学校職員の職の設置に関する規則」では、第4条に「臨時及び非常勤の職」の文言を「非常勤の職」に改正し、「指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則」では、第2条の「非常勤の講師」を「会計年度任用職員」へと文言を改正することとします。参考に改正のイメージ図として6ページに改正部分の図を添付しています。本規則の施行日は、令和2年4月1日です。

続いて、議案第2号について、御説明します。お手元の資料の1ページを御覧ください。提案理由は、地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員の制度の導入を契機としまして、当該職員に移行する臨時職員の任免に係る地方機関長の専決事項の見直しに伴う所要の規定の整備を行うものです。

2ページの「規則案の概要」を御覧ください。改正内容は、記載されている3規則において、地方機関長の専決事項から会計年度任用職員に移行する臨時職員の任免に関するものを除くため、関係規定から削除することとしたものです。本規則の施行日は、令和2年4月1日です。御審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について御質問等がありましたらよろしく申し上げます。

教育長

特に無いようでしたらこの件は、原案どおり承認及び可決してよろしいでしょうか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

- 議案第3号 「熊本県立高等学校教育課程編成の基本方針について」

高校教育課長

議案第3号、熊本県立高等学校教育課程編成の基本方針について、御説明します。教育課程基本方針については、「熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」の第2条(11)の規定により、議案として提案するものです。別紙の熊本県立高等学校教育課程編成の基本方針の概要を御覧ください。

まず、「1 基本方針の位置付け」について説明します。平成30年3月30日付け文部科学省告示第68号による高等学校学習指導要領の改訂に伴い、本基本方針も改訂する必要があり今回の提案となりました。本基本方針は、学習指導要領に基づいて、熊本県としての教育課程編成に係る基本的な考え方や、各教科・科目の単位数等の基準を定めたものです。各学校においては、基本方針のもと、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、教育課程を編成することになります。

次に、「2 この時期に提案をしなければならない理由」について説明します。新学習指導要領は、令和4年度入学生から全面実施になります。各校は、1年をかけて教育課程を編成するため、今年度中に基本方針を示す必要があります。

「3 教育課程編成の基本方針（案）の作成」について説明します。平成30年度から委員会を設置し、原案の作成、その後の検討、各校からの意見等の聴取を行い、おおよそ2年をかけてきました。本基本方針の内容は、基本的には国が定めた学習指導要領に沿ったものとなっています。

議案第3号の2ページを御覧ください。教育課程を編成する上での基本方針を示しています。次に第1款では、教育課程の編成における共通的事項を示しています。

3ページを御覧ください。この表は、国が示した各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間の名称とそれらについての標準単位数です。

なお、単位数の増減については、生徒の実態及び学科等の特色等を考慮し、単位を増加する場合は標準単位数の2倍まで、単位を減ずる場合は標準単位数の2/3まで配当することができるようにしています。

4ページから7ページを御覧ください。「主として専門学科において開設される各教科・科目及び標準単位数」については、各教科・科目名は学習指導要領に示してありますが、「標準単位数」は設置者で定めることになっていますので、県独自で定めています。

標準単位に幅を持たせることによって、それぞれの学校が、生徒や学校の実態に応じて特色を出せるように考慮しました。

11ページ以降の第2款では、通信制の課程における教育課程の特例を、12ページの第3款では、専攻科における教育課程の基準を示しています。熊本県立球磨工業高等学校にある伝統建築専攻科の各科目及び標準単位数を定めています。

以上、要点のみを説明しましたが、御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

これだけ長い間考えられたものですので、本当によく考えられてあるのだなど見えています。一つ質問なのですが、一番最後に専攻科で球磨工業高校の箇所があるのですが、こちらには載っていないのですが、専攻科ということで、熊本聾学校等は該当はしなかったのでしょうか。

高校教育課長

こちらは県立高等学校分の手引きになっていますので、特別支援学校分は別に定めるとしています。

吉井委員

わかりました。ありがとうございます。

教育長

他に御意見はありますか。

教育長

特に無いようでしたらこの件については、原案どおり承認及び可決してよろしいでしょうか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○報告（１） 「新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の対応について」

教育政策課長

教育政策課です。報告（１）「新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の対応について」御報告します。

まず、２月２７日に、安倍総理大臣が、全国のすべての小・中・高及び特別支援学校について、３月２日から春休みまで臨時休業を要請する考えを表明されました。これを受け、当時感染者が発生していた本県の状況を踏まえ、県教育委員会として、すべての県立中・高・特別支援学校について３月２日から３月１５日まで臨時休業とし、その後については、今後の状況を踏まえ、春休みまでの延長を検討することとしました。併せて、管内の市町村教育委員会に国の要請及び県の方針を受け、適切に対応いただくよう依頼しました。

これにより、「１ 臨時休校の実施状況」記載のとおり、県立学校のほか、全ての市町村において臨時休校となっています。休校期間は、それぞれの市町村の実情に応じて設定されました。

次に、休校に伴う子供の居場所の確保などの様々な課題への対応について「２ 学校・家庭への対応」にまとめています。まず「（１）子供の居場所の確保について」ですが、児童生徒は、人の集まる場所等への外出を控え、基本的に自宅で過ごすよう要請していますが、特に小学校低学年の児童等においては、家庭での対応が難しい場合もあり、多様な受入れ先について福祉部局とも連携して対応しています。

学校で受け入れた児童生徒は３月１０日時点で２，５４８人、放課後児童クラブで受け入れた児童生徒数は３月９日時点で３５，６１４人となっています。２ページの（２）に「臨時休校中の生徒指導、学習・生活面のサポートについて」まとめています。

まず、＜家庭向け＞ですが、①で設置した教育総合相談窓口には、各学校への相談と合わせて３月９日時点で３４９件の相談が寄せられています。③について、県ＰＴＡ連合会などから保護者や学校の困りごと等を意見聴取し、休校中の保護者の声に関するＱ＆Ａを作成し、周知しています。

次の、＜学校向け＞ですが、学習指導や生活指導などの充実に活かしていただくよう、県内の学校から具体的な取組事例を収集して、各市町村教育委員会、各学校に周知しています。また次の３ページの②「差別やいじめの未然防止」のための適切な対応について各市町村教育委員会及び各学校に依頼しています。

「３ 県立施設の対応について」ですが、一般の方が利用される県教育委員会所管の文教・社会教育・体育施設等について、感染症拡大防止の観点から休館や利用停止としています。

参考資料としまして、別紙１「一斉臨時休校に伴う各学校における児童生徒数

の受入れ状況及び相談件数について」、時系列でまとめた別紙2「新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の主な取組みを御紹介しています。

以上です。

教育長

ただ今の説明について御質問等がありましたらよろしくお願ひします。

教育長

ただ今お配りしました資料は、2月28日に臨時休業、休校に係る当面の方針ということで定めさせていただいたものです。資料に書いてありますとおり、現在の臨時休業については、当分の間、3月15日までとなっております、今後の状況を踏まえ、春休みまで延長を検討するというものです。

そこで、現在、臨時休業の期間を春休みまで延長することについて委員の皆さま方から御意見、御要望がありましたらお伺ひしたいと思います。

よろしくお願ひします。

吉田委員

まず当初は2週間の休校とされて良かったと思います。その後、様子を見ながら検討する方針も当然でしょう。今や全ての国民が大変なのですが、夫婦が教師であるケースが多いと推測します。したがって教師の子ども達への対応も悩ましい状況だと思います。実習に出ている大学院生から聞いたのですが、先生方が「今こそ自分たちがしっかりしないといけない」といった姿勢で仕事に取り組んでいらっしゃるそうです。その院生は「先生達はこういうときもちゃんとしておられるのですね」と感動していました。こうして先生たちが頑張れば頑張るほど、御本人達やお子さん達の心のケアについて教育委員会として配慮していく必要があると思います。

教育長

事務局から何かありますか。

学校人事課長

吉田委員が言われたとおり先生方にいろいろな面で負担がかかっていると思いますので、管理職にそういった面を十分に踏まえて対応をしてもらうように指導を行います。現在は、先生方からの大きなトラブルという報告は上がっていませんが、今後も注視していきます。

吉井委員

今回の措置があまりにも急なものでしたので、いきなり休校しますということで、これから先の授業で、本来受けるべきはずだった授業などは、今後どのような対応になるのでしょうか。

高校教育課長

学校では、休校になりましたので、まずは生徒に対して、家庭での学習のための課題を出して対応をしています。今後の予想はまだできていませんが、例えば、今回授業できなかった部分を次年度の夏季休業を少し短めにして補講を行う学校も出てくるのではないかと思います。また、学習の進捗状況を見て休業期間中に内容をほぼ満足に行えているという学校の判断であれば単位を認めるという学校も出てくると思います。

義務教育課長

小中学校に関しましても、高校教育課長が話された内容と同じ対応の部分ですが、家庭学習に関しては、著しい遅れが生じないように通知を出すとともに県立教育センターのホームページで動画や資料を掲載して活用を促していきます。ま

た、教育課程で未履修の部分で一番気にするところが、大規模校の小学校において、担任によって進捗状況が異なる場合が考えられますので、どの箇所が未履修かを調査しまして、新年度にその差が埋まるように、一番進捗が遅い学級に合わせた履修をするべきではないかと考えています。

教育長

よろしいでしょうか。

吉井委員

ありがとうございます。

田浦委員

昨日、八代市のPTA連絡協議会で、情報共有を行っていたのですが、現在、学校から保護者に連絡をいただいているのが、学習については、先ほどおっしゃられた部分でサポートをするということ、中学校では、健康状態について電話連絡があり、健康状況、生活の様子、困りごとがないかを確認したところ、該当の生徒はおりませんでしたと、一斉メールをいただきました。また、この後の卒業式、退任式についても計画どおりですと連絡をいただきました。ただ、この連絡があったところとなかったところがあるようで、連絡がなかったところについては、学校側から放置されていると保護者は感じているところもあるようです。

また、少し調べてみたら、NHKのモバイルニュースに保護者の気持ちを代弁してあるのかなと思ったものがありましたので、長いですが紹介します。

「新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、小中学校や幼稚園等で行われている臨時の休校や休園について困っていると答えた保護者が全体の70%近くに上ったとする調査結果がまとまりました。この調査は、保育園の運営を行っている東京のNPO法人フローレンスが9日までの4日間インターネットを通じて行い、子どもが通う小中学校や幼稚園は、休校や休園になった保護者8,300人余りから回答がありました。それによりまずと臨時の休校や休園について、とても困っているまたは困っていると答えた人は全体の68%に上りました。そのうち年収300万円未満の家庭では、75%に上っています。具体的な困りごとを複数回答で求めたところ、運動不足になることが70%と最も多く、次いでストレスなどの心のケア、学習の遅れがともに57%となっています。一方、行政に求める支援について複数回答で求めたところ、日中の子どもの居場所や遊び場の提供などが53%、授業の遅れを補う法的な支援が50%となっています。また子どもだけで長時間留守番をしているという回答が、33%に上り、子どもが小学4年生以上や1人親の世帯では半数近くに上っています。調査を行ったNPO法人の代表理事は子どもを守るためと言いつつ、子どもに負担を強いているという状況が伺える。政府には、校庭を開放するなど、子どもが安全に体を動かせる環境を整えるとともに、休校がいつ終わるかの目途を示してほしい」と掲載されています。

おそらく保護者の方は御家庭では、感染症の拡大防止のため、待機しなさいという連絡は来ていると思いますが、実際のところは外に出ているという状況もあるようです。それならば学校が開いている方が良かったという意見もあり、休校がいつまでなのかははっきりさせてほしいという意見がその記事には多数寄せられていました。以上です。

教育長

ありがとうございました。なにか事務局の方で回答できる部分があればお願いします。

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。先ほどの田浦委員の御意見の中で、子ども達の心のケアが心配だとありましたが、県教育委員会としても春休みに向けては、元々が進級を控えている時期で不安を抱えている時期でもあり、新型コロナウイルスに関するいろいろな不安等がある場合は、学校としっかりと連絡を取って、相談の機会を設けてもらうように本課から保護者宛てにプリントを作成して学校から配布しています。各教育事務所で機会があれば、面談等を学校でできるように対応をしています。子ども達の心のケアについては、以上です。

義務教育課長

小中学校に関して、受け入れについて通知を出しています。子ども達には負担をかけないように県内では、幅広く相談や、1人親の御家庭では、小学校低学年を中心に多くの子ども達を受け入れている状況です。今後も学校ではケアをしていきたいと考えています。

教育長

運動面については、何かありますか。

体育保健課長

体育保健課です。運動面に関しては、社会教育課でもQ&A形式で出しているものもあります。集団で行うような部活動は、現在停止している状況です。個人で親御さんと早朝散歩、トレーニングをするようなことを全て制限しているものではありませんので、家で行う運動や各部活動に入っている生徒達は、各顧問の先生と相談をしながら、いろいろな指示があっているものではないかと思います。今後は、早く運動ができる環境が整えば良いのですが、現在は、自分達のできる中で運動ができるよう行っていければと思います。体づくり運動というのを取組んでおり、家の中でもできることを周知徹底していきたいと思います。

木之内委員

今、学校でも行き場所のないお子さんの受け入れを行っているということですが、受け入れる基準があれば教えてください。

義務教育課長

通知には、基準を設けるようには記載しておりません。幅広く、相談があったところを受け入れるという体制です。特に支援を要するお子さんや、低学年の子ども達については、積極的に受け入れている状況です。

木之内委員

受け入れた後の対応というのは、こういったものですか。

義務教育課長

学校現場に様子を聞きますと、教室等で課題を与えるなど、図書室を開放して自由に本を読めるようにする等の様々な対応を行っています。

木之内委員

あとに差が出ないよう、ぜひ各学校の中で悩まないような形を検討しながら対応をよろしくお願いします。

吉田委員

熊本市など都市部に住んでいると一クラス45名といった印象を持ちます。しかし県内には複式学級で運営している学校もあります。一律に学校に子どもが集まると大変だということだけでなく、先生方が御自分達の状況を見ながら対応すれば、子ども達の心の健康も含めて教育ができるでしょう。ただ、そこで感染が一件でも発生すれば大いに批判されるので、独自の対応がなかなかできない。この

あたりが悩ましいところですが、個別の試みも許容されることを大事にしてはどうでしょうか。

櫻井委員

国からの指針が出て、それに対する対応について熊本県教育庁の皆さんについては本当に頑張られたと思います。土日が挟むようなときに決定をされて、それでも非常にうまくいっているとは思いますが、いつ収束するかわからないというのが一番の問題でして、短期の場合でしたら今の対応で良いと思います。しかし、世界を見てもどんどん広がりつつありますので、短期では終わらないのを前提に対策を行う部署を作って、吉田委員が言われたように10人以下の学校は活動できる等、きちっとしたものを作らないと現場に任せるのはもう無理ではないかなと思います。夏まで続くと仮定をして議論を始めた方が良いような気がします。先ほど授業が足りないという話がありましたが、小学校6年生、中学校3年生はリカバリーがきかないので、そこをどうするのか、半年以上続くのであればそこをどうするのかを考え、教育委員会として何らかの方針を決めないといけないと思います。

教育長にお願いです。いつでもいいので必要とあらば臨時教育委員会を開いていただいて、いつでも我々を召集してください。

教育長

ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

教育長

ただ今の委員の皆様様の御意見、御要望については知事に報告しまして、延長については決定をしたいと思っております。最終的な決定については、本日午後2時から新型コロナウイルス感染症対策会議の場で報告・公表したいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○報告（2） 「幼児教育センターについて」

義務教育課長

義務教育課から「幼児教育センター」の設置について御報告します。

お手元の資料「熊本県幼児教育センターのイメージ図」を御覧ください。

設置の目的は、資料上段枠囲みの2行目にありますとおり、「園種を越え、幼児教育・保育に携わる者等の資質・能力の向上や、幼児教育と小学校との円滑な接続など県内の幼児教育施設における教育・保育の質の向上を図ること」であり、「幼児教育センター」とはこのような機能を持つ地域の幼児教育の拠点のことです。

資料にありますような国の動向を踏まえて、本県では、令和2年4月に設置します。義務教育課に事務局を置き、関係課で構成する委員によって方針や内容等を検討します。

今後、県内の全ての就学前の子ども達に対する質の高い教育・保育環境の整備等に向け、関係課とともに取り組んでいきます。

以上で、義務教育課からの報告を終わります。

教育長

ただ今の説明について御質問、御意見等がありましたらよろしく申し上げます。

教育長

これはいわゆる幼小連携の拠点という理解でよろしいでしょうか。

義務教育課長

はい。小学校への接続に関しましては、しっかりと対応していきたいと思えます。

教育長

よろしいでしょうか。

教育長

ありがとうございます。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和2年（2020年）4月13日（月）午後15時から教育委員会室で開催することを確認した。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前11時